

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 105 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第 105 条（免許の失効）第 105 条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、第 39 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 30 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の 手続）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間： 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る 免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した山口県公安委員会に対して行 われた場合にあっては、 運転免許課申請の場合 ～ 1 日 警察署申請の場合 ～ 1 4 日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許 課又は、警察署の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：

